

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

平成 31 年 2 月 15 日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課

厚生労働省では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）等の一部を改正し、平成 31 年 10 月 1 日から適用することを予定しております。

つきましては、別添の内容について、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がございましたら、下記の要領で御提出ください。

記

1 御意見の募集対象

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（案）の概要

2 御意見の募集期間

平成 31 年 2 月 15 日（金）から平成 31 年 3 月 16 日（土）まで（必着）

3 御意見の御提出方法

次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 宛て

* 意見書（別紙様式）に御記入の上御提出ください。

(3) F A X の場合

F A X 番号：03-3591-8914

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 宛て

* 意見書（別紙様式）に御記入の上御提出ください。

4 御意見の提出上の注意

お電話による御意見は受け付けておりません。また、御意見は日本語に限ります。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用させていただきます。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見は、住所（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地）、電話番号、電子メールアドレスを除き公開する可能性がありますので、あらかじめその旨御了承願います。（公表の際に匿名を希望される場合は、御意見提出の際、その旨お書き添えいただきますよう、お願いいたします。）

意見書

平成 年 月 日

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 宛て

郵便番号：〒 _____

住 所： _____

氏 名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（案）の概要に関して意見を提出いたします。

（以下に意見を記載してください。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）